真の地方分権改革の推進を求める決議

平成５年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から四半世紀が経過する今、これまでの地方分権改革や、先般、閣議決定された第８次一括法案などにおいて、地方自治体からの提案が一部盛り込まれたものの、地方税財政基盤の充実や都市自治体への更なる権限移譲など、真に地方が望む改革には、未だ程遠いのが現状である。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題であり、我が国が持続可能で活力に満ちた社会を築くために、必要不可欠な改革であることから、国と地方の役割分担の見直しや大胆な権限の移譲、税源配分５：５の実現、地方共有税の創設などを早急に進める必要がある。

よって、国においては、法制化した国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運用するとともに、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革の推進に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成３０年５月１１日

第１７２回北信越市長会総会